

FASF

各 位

株式会社アインホールディングス 代表取締役社長 大 谷 喜 ー (コード9627:東証第一部 札証) 問い合わせ先 役職・氏名 代表取締役専務 水 島 利 英 TEL 03-5333-1812

「アイングループ 人権方針」制定のお知らせ

当社は、2021年12月1日に、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」**をはじめとする国際基準に則り、サステナビリティ委員会にて協議・検討を進め、取締役会の決議のもと、「アイングループ人権方針」(以下「本方針」)を制定いたしました。

当社グループでは、本年5月に特定した重点課題(マテリアリティ)のひとつである、「健全な経営基盤」における取り組みとして、「人権尊重の推進」を掲げております。これまでも人権問題の理解促進やハラスメントの防止等、人権尊重に取り組んでまいりましたが、「人権の尊重」が企業活動の根幹として不可欠であることを強く認識し、改めて表明するとともに、今後も本方針に基づいた行動・取り組みを進めてまいります。また、ビジネスパートナーの皆さまにも本方針の理解を働きかけ、共に人権尊重を推進することで、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

■「アイングループ 人権方針」の項目

- ・ 基本的な考え方、適用範囲
- ・ ガバナンス、推進体制
- ・ ステークホルダーとのエンゲージメント
- 教育、啓発
- ・ 人権課題へのコミットメント

- ・ 人権に関する国際規範の尊重
- ・ 人権デューデリジェンスの実施
- · 通報窓口·苦情処理
- 報告、情報開示

■「アイングループ 人権方針」掲載サイト

https://www.ainj.co.jp/csr/sound_management.html

当社グループは、人々の健康や美に貢献する事業を通じ、お客さまの元気と笑顔を実現し続けるため、良識と倫理観を持った企業活動を行ってまいりました。これからもこの姿勢を堅持しながら、お客さまをはじめ多様なステークホルダーの皆さまのことを考え、自ら変化し行動することで、企業の持続的な成長と、社会・環境・経済価値を創出し、サステナビリティ経営を実現いたします。

※「ビジネスと人権に関する指導原則」

2011年に国際連合人権理事会が採択。「指導原則」を実践に組み込み、企業活動により重大な損害を被るリスクにさられている人々を守ることを目的とする